

特定医療費(指定難病)新規申請 必要書類チェックリスト

那覇市ホームページ



書類がそろっているか確認の上、左端のチェック欄に☑をして下さい。

チェック欄	番号	提示(確認のため見せて頂く)書類 ※写し(コピー)でも可	備考
☐	1	受診者(患者本人)の個人番号(マイナンバー)が確認できる書類 ※マイナンバーカード、個人番号通知カード、個人番号記載の住民票謄本等 ※提出書類①の申請書には支給認定基準世帯員全員分の個人番号を記入する必要があります。	
☐	2	申請者(手続きに来られる方)の本人確認の為の書類(a.b のどちらか) a. 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳等、顔写真付きの身分証明書を1種類 b. 健康保険証、年金手帳、個人番号通知カード等、顔写真の無い証明書類を2種類以上	

チェック欄	番号	提出書類	備考	対象者
☐	①	特定医療費(指定難病)支給認定／登録者証(指定難病)申請書	申請者記入 (保健所窓口又は県地域保健課ホームページから取得)	①～⑦は 全員提出 ※生活保護受給者は、④⑤⑥の代わりに「生活保護受給証明書」を提出してください。(但し、生活保護を受給しながら、医療保険に加入している場合は、⑤⑥も併せて提出してください。)
☐	②	臨床調査個人票(指定難病の診断書) ※医療機関に発行を依頼して下さい。	指定医記載。記載日から3ヶ月以内のもの。	
☐	③	続柄の記載された住民票謄本(とうほん) ※原則、抄本(しょうほん)は不可 ※原本 (「⑦同意書提出」により那覇市に住所を有する方は省略できます。) ※被用者保険(下の表1参照)に加入している場合で、就学や就労、扶養等の関係で受診者と被保険者が別世帯となっている場合は、原則、両方の分が必要になります。	市町村窓口にて取得。発行から3ヶ月以内のもの。	
☐	④	令和7年度 市町村民税 所得・課税証明書(原本) (那覇市に市民税申告をされている方は「⑦の同意書」の提出により、省略できます) ※所得額と市町村民税の課税額の両方が記載されているものを取得してください。 ※下の表1で、どなたの分が必要なのかを確認して下さい。		
☐	⑤	医療保険証(健康保険証)または保険者から交付された「資格情報のお知らせ」もしくは「資格確認書」、マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」の写し ※下の表1で、どなたの分が必要なのかを確認して下さい。	※つぎのすべての事項が確認できるものをご提出ください (記号・番号・枝番、氏名、生年月日、資格取得年月日(適用開始日)、被保険者氏名、保険者番号、保険者名)	
☐	⑥	医療保険上の所得区分照会における同意書	申請者記入 (保健所窓口又は県地域保健課ホームページから取得)	
☐	⑦	個人情報の照会及び証明書類の公用取得に係る同意書	代理申請の場合、受給者本人と代理人の認印が必要	
☐	⑧	委任状又は、法定代理人であることを証明する書類 ※同居の親族であっても法定代理人(親権者や審判を受けた後見人、保佐人・補助人等)の要件を満たさない場合は、委任状が必要となります。	受診者以外の方が代理で申請する場合	
☐	⑨	印鑑(認印可) ※念のためご持参ください。	受診者以外の方が代理で申請する場合	
☐	⑩	受診者及び保護者の収入が確認できる書類 ※障害年金、特別障害者手当、障害児福祉手当、遺族年金、特別児童扶養手当を受給している場合は、前年(令和6年中)の支給額がわかる書類(決定額通知書や払込通知書等の写し)	市町村民税が非課税の世帯のみ	
☐	⑪	同一保険世帯の特定医療費(指定難病)・小児慢性特定疾病の受給者証の写し ※同一保険世帯内に特定医療費(指定難病)又は小児慢性特定疾病の受給者がいる場合	該当者のみ	
☐	⑫	医療費申告書及び領収書の写し ※過去12月以内に総医療費(10割の額)が¥33,330を超えている3月分	「軽症高額該当」申請希望者のみ (保健所窓口又は県地域保健課ホームページから取得)	
☐	⑬	健康保険限度額適用認定証の写し	お持ちの方のみ	

表1 誰の分の書類が必要なのかは、ここで確認！

患者本人の健康保険の種類	提出する書類		【被保険者とは】 被用者保険の場合 (例1) 自分で保険に加入 被保険者＝本人 (例2) 夫の保険の扶養 被保険者＝夫 (例3) 子の保険の扶養 被保険者＝子 ※国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民健康保険組合では、加入者全員がそれぞれ被保険者となります。
	⑤医療保険証(マイナ保険証等含)の写し ※生活保護受給者でも加入していれば提出	④所得・課税証明書 ※中学生以下の方の分は不要	
・「国民健康保険」 ・「後期高齢者医療」 ・「国民健康保険組合」 (医師・歯科医師・土木・建設など)	受診者と住民票上の同一世帯で、同じ保険に加入している 世帯員全員分 ※受診者が18歳未満で、保護者が後期高齢医療保険の加入者の場合、受診者と保護者は同じ保険に加入しているものとして扱います。	受診者と住民票上の同一世帯で、同じ保険に加入している 世帯員全員分	
・「被用者保険」 (社保・組合・共済・船員保険など)	被保険者と患者本人分 ※受診者の保険証に被保険者名が記載されている場合は、被保険者分は省略出来ます。	【被保険者に市町村民税の課税がある】 被保険者分のみ 【市町村民税が非課税(課税がない)】 被保険者と受診者分	